



# 山形県公報

令和2年7月17日(金)  
第122号

毎週火・金曜日発行

## 目次

### 告 示

- 指定介護老人福祉施設の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……765
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……766
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(庄内総合支庁地域保健福祉課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 土地改良区の役員の退任の届出……………(最上総合支庁農村計画課) ……767
- 土地改良区の役員の就任の届出……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(村山総合支庁建設総務課) ……768
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 道路の区域の変更……………(最上総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……769

### 公 告

- 監査結果の公表……………(監査委員) ……同

## 告 示

### 山形県告示第554号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により、指定介護老人福祉施設を次のとおり指定した。

令和2年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護老人福祉施設の開設者の名称	指定介護老人福祉施設の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人松寿会	ユニット型特別養護老人ホーム長生園 寒河江市大字柴橋2246番地の1	介護福祉施設サービス	令和 2. 6. 15

### 山形県告示第555号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定 員	指定年月日
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3 ユニオン五日町ビル3F	就労継続支援（B型）事業所 ピース 第Ⅲ河北 西村山郡河北町谷地甲225 河北福祉プラザ	就労継続支援（B型）	10名	令和 2. 7. 1

**山形県告示第556号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
ユニオンソーシャルシステム株式会社 新庄市五日町字清水川1303番地の3 ユニオン五日町ビル3F	就労移行支援事業所 ピース 第Ⅱ河北 西村山郡河北町谷地甲225河北福祉プラザ	就 労 移 行 支 援	令和 2. 6. 30

**山形県告示第557号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

令和2年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
株式会社 Place 庄内	訪問介護事業所 松山 酒田市白ヶ沢池田通122番地	訪 問 介 護	令和 2. 6. 30

**山形県告示第558号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

令和2年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
有限会社エミネンス	訪問介護事業所 松山 酒田市白ヶ沢池田通122番地	訪 問 介 護	令和 2. 6. 30

**山形県告示第559号**

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり事業を廃止する旨の届出があった。

令和2年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の 名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	廃止年月日
特定非営利活動法人あらた 酒田市東町一丁目15番地の25	たくせい寮 酒田市船場町一丁目7番30号	共同生活援助	令和2.7.31

山形県告示第560号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、太鼓胴土地改良区の次の役員が退任した旨の届出があった。

令和2年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	杏 澤 倉 吉	最上郡真室川町大字大沢1380番地
同	佐 藤 正	同 1055番地
同	新 田 良 広	同 1369番地
同	佐 藤 正 志	同 1390番地
同	小 野 伸 也	同 2385番地
監 事	佐 藤 喜 浩	同 1066番地
同	小 野 一 也	同 3586番地

山形県告示第561号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、太鼓胴土地改良区の役員に次の者が就任した旨の届出があった。

令和2年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別	氏 名	住 所
理 事	杏 澤 倉 吉	最上郡真室川町大字大沢1380番地
同	佐 藤 正	同 1055番地
同	新 田 良 広	同 1369番地
同	佐 藤 正 志	同 1390番地
同	小 野 伸 也	同 2385番地
監 事	佐 藤 喜 浩	同 1066番地

同	小野一也	同	3586番地
同	小野伸	同	3672番地

**山形県告示第562号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年7月17日から同月31日まで縦覧に供する。

令和2年7月17日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 山形山寺線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
山形市六日町1734番19から 同 薬師町二丁目1283番2まで	旧	41.5メートル } 20.0	メートル 376
同 上	新	41.5メートル } 20.0	同上

**山形県告示第563号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建設総務課において令和2年7月17日から同月31日まで縦覧に供する。

令和2年7月17日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 路線名 山形山寺線
- 2 供用開始の区間 山形市六日町1734番19から  
同 薬師町二丁目1283番2まで
- 3 供用開始の期日 令和2年7月17日

**山形県告示第564号**

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年7月17日から同月31日まで縦覧に供する。

令和2年7月17日

山形県知事 吉村美栄子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 新庄戸沢線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区間	旧新の別	敷地の幅員	延長
新庄市五日町字宮内246番1から 同 412番まで	旧	43.0メートル } 8.6	メートル 245
同 上	新	47.2メートル } 13.0	同上

山形県告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、最上総合支庁建設部建設総務課において令和2年7月17日から同月31日まで縦覧に供する。

令和2年7月17日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路 線 名 新庄次年子村山線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延 長
新庄市五日町字宮内249番11から		旧	21.0 <small>メートル</small>	44 <small>メートル</small>
同 249番6まで			18.5	
同	上	新	24.3 <small>メートル</small>	同 上
			18.5	

**公 告**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により、令和2年6月に実施した令和元年度に係る監査の結果を、次のとおり公表する。

令和2年7月17日

山形県監査委員 小 野 幸 作  
 山形県監査委員 木 村 忠 三  
 山形県監査委員 武 田 一 夫  
 山形県監査委員 海 老 名 信 乃

第1 監査実施状況

監査は、監査対象機関14箇所について、次のとおり実施した。

監 査 対 象 機 関	実 施 年 月 日	担 当 監 査 委 員	
東 京 事 務 所	令和2年6月8日	小野委員	海老名委員
鶴 岡 電 気 水 道 事 務 所	令和2年6月8日	小野委員	海老名委員
酒 田 水 道 事 務 所	令和2年6月8日	小野委員	海老名委員
大 阪 事 務 所	令和2年6月8日	木村委員	武田委員
名 古 屋 事 務 所	令和2年6月8日	木村委員	武田委員
最 上 電 気 水 道 事 務 所	令和2年6月8日	木村委員	武田委員
置 賜 電 気 水 道 事 務 所	令和2年6月8日	木村委員	武田委員
農 林 大 学 校	令和2年6月11日	武田委員	—
農業総合研究センター畜産研究所	令和2年6月11日	武田委員	—

農業総合研究センター園芸農業研究所	令和2年6月11日	海老名委員	—
村山電気水道事務所	令和2年6月11日	海老名委員	—
農業総合研究センター水田農業研究所	令和2年6月12日	海老名委員	—
農業総合研究センター養豚研究所	令和2年6月12日	海老名委員	—
病虫害防除所庄内支所	令和2年6月12日	海老名委員	—

第2 監査結果

(1) 指摘事項

監査において、是正又は改善を要するとして指摘したものは、次のとおりである。

イ 農業総合研究センター園芸農業研究所

(イ) 随意契約の要件を欠くもの及び随意契約の理由が明確でないものがある。

(内容)

競争入札に付すべきところ、2者の見積合わせによる随意契約を行っているもの 1件

無線アクセスポイントの購入

支出予定金額 1,610,400円

契約年月日 令和2年3月5日

支出金額 1,414,600円

ロ 村山電気水道事務所

(イ) 契約の締結又は履行が適切でないものがある。

(内容)

建設工事請負契約において、建設工事請負契約約款による契約保証金を徴すべきところ、徴していないもの 1件

平成31年度 村山電気水道事務所宿直室修繕

契約金額 2,484,000円

要契約保証金 248,400円

(2) 注意事項

監査において、是正又は改善を要するとして注意したものは、次のとおりである。

イ 予算

(イ) 郵便切手の在庫管理が適切でなく、合理的理由もなく年度末残高が年間使用額の25パーセントを超えているものがある。(村山電気水道事務所)